

## 1 県全体での児童相談体制における中央児童相談所としての役割

- ・県全体の相談体制構築のための市町との効果的な連携
- ・市町職員の人材育成
- ・中央児童相談所としての役割

## 2 県内の一時保護体制における県が設置する一時保護施設の役割

- ・一時保護において特に配慮すべきこと
- ・県内の一時保護体制のあり方
- ・県が設置する一時保護施設の役割

## 3 相談部門のあり方

- ・県民が相談しやすい環境の整備
- ・相談援助業務の質の向上
- ・一時保護施設との協働・連携による適切なケース対応

## 4 一時保護施設のあり方

- ・緊急保護と安全確保が可能な環境整備
- ・プライバシーや個別特性への配慮を含むこどもの最善の利益への配慮
- ・一時保護施設内における家庭的環境の促進

## 5 従事者の勤務環境の改善

- ・職員が安心して働くことのできる施設環境
- ・業務効率化による介入・支援業務時間の確保
- ・モチベーション向上と人材確保

### 4-2 学習支援のあり方

- ・一時保護中の学習支援の目的
- ・一時保護施設内における学習支援のあり方
- ・学校等関係機関との連携のあり方

### 4-3 その他環境整備

- ・こどもの意見を主体とした環境改善
- ・男女合同での監護のあり方
- ・安全確保と権利の制限のバランス

## 6 施設整備に関する考え方

# 論点の整理1～県全体での児童相談体制における 中央児童相談所としての役割～

## 現 状・ 課 題

- ✓ 市町こども家庭センターは、現時点で37市町で設置済み。R8年度中には全市町で設置見込み
- ✓ 中核市の児童相談所は、明石市(H31設置)に続き尼崎市がR8.4月から設置予定
- ✓ 県と市町との連携・協働により、切れ目のない支援が行える体制整備が必要
- ✓ 中央こども家庭センター(児童相談所)では、県その他センターや市町職員を対象とする各種研修や、実習生の受入れ、全県情報のとりまとめ等を実施

想定される論点	方向性(たたき台)
県全体の相談体制構築のための市町との効果的な連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町こども家庭センターとの切れ目のない支援に向けた連携や支援</li> <li>● 神戸市、尼崎市、明石市児童相談所との情報共有・連携</li> </ul>
市町職員の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町職員の受入れの検討や、県市町の合同研修等を通じた市町職員の人材育成の推進(特に中核市の児相設置に係る支援)</li> <li>● サポートプランの作成に関する技術的な助言や情報共有の実施</li> </ul>
中央児童相談所としての役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法定研修をはじめ各種研修の企画・実施等</li> <li>● 県その他センター(児童相談所)との連絡調整や技術的援助の実施</li> </ul>

# 論点の整理 2 ～ 県内の一時保護体制における 県が設置する一時保護施設の役割 ～

## 現 状・ 課 題

- ✓ 県が設置する一時保護施設は、中央と川西(R7.4開設)の2箇所(合計定員100名)
- ✓ 神戸市、明石市は各児童相談所に併設。R8開設予定の尼崎市児童相談所にも設置予定
- ✓ 県では、一時保護施設での受入れが進まないため、一時保護委託が急増
- ✓ 緊急保護とアセスメントの役割を担ううえで、必要な体制の確保が必要

想定される論点	方向性(たたき台)
一時保護において特に配慮すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急保護等による迅速な安全確保</li> <li>● 一時保護期間やこどもの状況に応じ、こどもの最善の利益に資する一時保護環境</li> <li>● こどもにとって何が一番望ましいかを優先して保護先を判断すべき</li> </ul>
県内の一時保護体制のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一時保護の本来的役割である緊急保護とアセスメントを適切に行える一時保護施設の確保</li> <li>● こどもの希望を実現できる体制の構築が望ましい</li> </ul>
県が設置する一時保護施設の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急的に安全確保が必要な場合の受け皿</li> <li>● 適切なアセスメント実施のための観察の場</li> <li>● 相談援助・指導の一つの手法としての捉え方</li> </ul>

# (参考)本県の一時保護所のあり方検討部会報告(R2)及び国の動向(第1回資料再掲)

## 一時保護所のあり方検討部会報告(抜粋)

- ①現在の一時保護所は、老朽化が進み**柔らかみや温かさに乏しい**
- ②増築により**動線が複雑化、十分なスペースが確保できない居室が存在**
- ③全居室が3～4人部屋で**個室がないため、家庭養育環境と乖離**
- ④性的虐待・性加害児童がいる中、**大浴場しかなく、個別の特性に配慮が乏しい**
- ⑤グラウンドや体育館等の**開放的な場所が定員に対して十分な広さでない**
- ⑥気持ちが抑えられず**暴れそうな子どもが、クールダウンする場所がない**

### <一時保護施設の設備及び運営に関する基準(県条例)>

- 施行 令和7年4月
- 概要 条例で定める一時保護施設の基準は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準に定める基準をもってその基準とする

## 国の一時保護改革や法制度の改正等

区分	主な内容
新しい社会的養育ビジョン(H29)	子供の権利が保障された一時保護環境を確保
一時保護ガイドライン(H30)	原則として、 <b>個室対応を基本とし、個別対応を可能とするような職員配置や環境整備を行う</b>
児童虐待防止対策体制総合強化プラン(H30)	一時保護の体制強化( <b>一時保護の個室化推進、個別性を尊重した一時保護が行われる環境整備</b> )
新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン(R4)	設備・運営に関する基準について、こどもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準が確保されたものとなるよう検討
一時保護施設の設備及び運営に関する基準(R6)	居室の <b>一室の定員は一人とするよう努めること</b> 児童ができる限り <b>良好な家庭的環境</b> において暮らすことができるよう <b>ユニットを整備するよう努めること</b>



# 論点の整理3～中央こども家庭センター 相談部門のあり方～

## 現 状・ 課 題

- ✓ 明石市を除く東播磨地域を管轄し、相談受付件数のうち86%が加古川市・高砂市
- ✓ 中央こども家庭センターの内部組織として、淡路地域3市を管轄する洲本分室を設置
- ✓ 施設の経年劣化(築33年)に加え、温かみや明るさのない施設環境

想定される論点	方向性(たたき台)
県民が相談しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経年劣化や、温かみや明るさに乏しい相談環境の改善</li> <li>● 安心感醸成やストレス・緊張の軽減、自己開示意欲の向上に繋がる環境の構築</li> </ul>
相談援助業務の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材不足や若手職員の経験不足等を補い、業務の質向上に繋げるためのDX化の推進</li> <li>● 職員のキャリアや業務内容に応じた適切な研修体系等による人材育成</li> </ul>
一時保護施設との協働・連携による適切なケース対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 援助方針会議や保護者との面談時等での効果的な協働・連携のあり方を検討</li> </ul>

# 論点の整理4～中央こども家庭センター 一時保護施設のあり方～

## 現 状・ 課 題

- ✓ 個別特性への配慮が困難(居室は基本的に多床室、浴室も大浴場のみ)
- ✓ こども一人ひとりの状況等に応じたきめ細かいケアへの配慮の必要性
- ✓ 一時保護件数が増加する中で、受入れを制限せざるを得ない場合があるため、児童養護施設等への一時保護委託が増加
- ✓ 経年劣化により施設全体に明るさや温かみが不足。家庭的環境の推進上も課題

想定される論点	方向性(たたき台)
緊急保護と安全確保が可能な環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待相談や一時保護件数の高止まりを踏まえ、現行並の一時保護定員を確保</li> <li>● 緊急保護に十分対応することのできる施設環境を確保</li> </ul>
プライバシーや個別特性への配慮を含むこどもの最善の利益への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 個室化や個別浴室化など、こどもの特性等に配慮することのできる環境を整備</li> <li>● 集団生活と別に、落ち着き、気が安らぐ時間を確保できる生活環境を確保</li> </ul>
一時保護施設内における家庭的環境の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 他者との関係性回復や愛着障害のケアのため、個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供</li> <li>● 国の推進するユニットケアの導入を検討</li> </ul>

# 論点の整理4-2～一時保護施設における学習支援～

## 現 状・ 課 題

- ✓ 通学支援は実施無し(児童が学校で使用するタブレット活用やオンライン面談等は実施あり)
- ✓ 学習時間は午前中に合計120分間(休憩を挟みつつ4コマ)
- ✓ 学習方法は基本的にプリント学習と、令和7年度からタブレットによる学習アプリを導入し、学習進度に応じた学習が可能な環境を整備
- ✓ 学習レベルの上がる高校生への対応

想定される論点	方向性(たたき台)
一時保護中の学習支援の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>● 憲法26条、こども基本法3条、こどもの権利条約28条等で定める教育を受ける権利の保障</li><li>● こどもの希望を尊重しつつ、置かれた環境その他の事情を勘案し、必要な措置を講ずるよう努める</li></ul>
一時保護施設内における学習支援のあり方	<ul style="list-style-type: none"><li>● こども一人ひとりの習熟状況に応じた有効な学習の展開について検討</li><li>● タブレット端末の活用等、創意工夫した学習の展開や、在籍校との連携による学習支援を検討</li></ul>
学校等関係機関との連携のあり方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 取り組むべき学習内容や教材の提供を含め、教育委員会や在籍校との連携協力を図り、具体的な対策について多角的に検討</li></ul>

# 論点の整理4-3～その他一時保護施設における環境整備～

## 現 状・ 課 題

- ✓ 学齢児の男女は完全に分離(学習や食事中含め、同室に所在する時間帯無し)
- ✓ こどもの安全確保と権利の制限のバランスへの配慮
- ✓ 束縛感を与えず、こどもの権利が尊重され安心して生活できるような体制
- ✓ 安全確保や必要なアセスメントが可能な場合の、開放的環境での生活への配慮

想定される論点	方向性(たたき台)
こどもの意見を主体とした環境改善	<ul style="list-style-type: none"><li>● 今後の移転建替えの場合に限らず、運営面においてもこどもの意見を尊重し、適切な環境整備に努める</li></ul>
性別の異なるきょうだい等への配慮を含めた男女合同での監護のあり方	<ul style="list-style-type: none"><li>● 性被害を受けたこどもへの影響や職員体制に配慮しつつ検討を進める</li><li>● 性別の異なるきょうだいが一緒に過ごせないことへの対応も検討</li></ul>
安全確保と権利の制限のバランス	<ul style="list-style-type: none"><li>● こどもの権利制限を行うことの正当な理由の検討と丁寧な説明に努める</li><li>● 外出機会の設定など、少しでも開放的な環境の構築に努める</li></ul>

# 論点の整理5～職員の勤務環境改善～

## 現 状・ 課 題

- ✓ 職員増により狭隘化した執務スペース(県の執務環境規定未満)
- ✓ 元々想定していた用途以外に改修等を行った結果として、休憩スペース等が不足
- ✓ 対人業務の特殊性から業務改善がなかなか進まず、介入・支援業務時間確保に悪影響
- ✓ 高い離職率と、慢性的な専門職員の不足

想定される論点	方向性(たたき台)
職員が安心して働くことのできる施設環境	<ul style="list-style-type: none"><li>● 十分な執務スペースや休憩スペース等の確保</li><li>● WEB会議や風通しのよいコミュニケーション等、多様な働き方に対応した執務スペースの確保</li></ul>
業務効率化による介入・支援業務時間の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● DX化やペーパーレス化の推進による業務効率化の推進</li><li>● 質の高い支援業務や、組織内での人材育成に努められる時間の確保</li></ul>
モチベーション向上と人材確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 職員が働きたいと思える環境を整え、モチベーション向上と人材確保に繋げる</li></ul>

## 論点の整理6～施設整備について～

### 現 状・ 課 題

- ✓ 個室化やユニット化に対応できる施設でなく、内部改修による対応も困難
- ✓ 経年劣化も著しく、こどもの居住環境改善は重要な課題
- ✓ 一方で、本県の置かれている厳しい財政状況も踏まえ、慎重な検討が必要

現状・課題等を踏まえ、ご意見を賜りたい